

「数学・数理科学専攻若手研究者のための異分野・異業種研究交流会」

『ベストポスター発表』選考・表彰規程

初 版：平成 27 年 9 月 9 日 日本数学会社会連携協議会承認

改 定 版：平成 28 年 11 月 19 日 日本数学会社会連携協議会承認

再改定版：令和 5 年 8 月 29 日 日本数学会・日本応用数理学会・
統計関連学会連合 異分野異業種研究交流会委員会承認

第 1 条（趣旨）

日本数学会・日本応用数理学会・統計関連学会連合 異分野異業種研究交流会委員会規程第 2 条において定められている業務において、「数学・数理科学専攻若手研究者のための異分野・異業種研究交流会」（以下、研究交流会）への若手数学者の参加意欲の向上、並びに諸科学・産業との協働意識のさらなる醸成をはかるため、研究交流会でのポスター発表の部において、諸科学・産業への応用可能性が高くもしくは今後高くなることが期待される研究内容をわかりやすく発表した者を選考し表彰する。

第 1 条（表彰名称）

表彰名称は、以下の通りとする。

「数学・数理科学専攻若手研究者のための異分野・異業種研究交流会」
ベストポスター発表

第 2 条（対象）

表彰の対象者は、以下の全ての要件を満たす個人とする。

- (1) 研究交流会のポスター発表の部において、本人が発表すること。
- (2) 類似の内容について過去に同様の表彰を受けたことがないこと。
- (3) 共著の場合、主たる貢献者であること。

第 3 条（件数、人数）

原則、ポスター発表者の 1 割程度を目安とする。ただし、当該年度の各発表内容のレベル等に応じて適宜変更できるものとする。

第 4 条（選考の基準）

以下の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 数学・数理科学分野、もしくはそれを使った周辺領域分野であること。
- (2) 諸科学・産業への応用可能性が高い、もしくは今後高くなることが期待されること。
- (3) 研究交流会の参加者に対して、当該研究の要点を平易かつ明瞭に表現していること。

第5条（ベストポスター発表選考委員会）

異分野異業種研究交流会委員会（以下、運営委員会）のもとにベストポスター発表選考委員会（以下、選考委員会）を設置する。

2. 選考委員会は、運営委員会の委員、主催・協賛の学術機関の代表者および研究交流会に参加した各企業の代表者で構成する。
3. 選考委員会の委員長は、運営委員会の委員とし、運営委員会での互選により委員から選任する。

第6条（選考方法）

選考委員会での議論によりその承認を経て、表彰者を決定する。

第7条（表彰）

研究交流会の開催中、もしくはその終了後、可及的速やかに表彰する。

2. 表彰者の氏名・所属等は、日本数学会、日本応用数理学会、統計関連学会連合（以下3学協会）のホームページ等で速やかに公開する。

第8条（規程の変更）

本規程の改廃は運営委員会に諮った後、速やかに3学協会理事会に変更点を報告する。

附則 この規程は、令和5年10月1日をもって施行する。